

令和 6 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 （ 3 月 ） 議 事 録

四 條 畷 市 教 育 委 員 会

1 開催日時・場所

令和7年3月26日（水）10時00分から10時59分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教育長職務代理者	山本 博資
委員	佃 千春
委員	尾崎 靖二
委員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

学校教育部長	阪本 武郎	社会教育部長	藤岡 靖幸
学校教育部次長兼		社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	神本 かおり
学校教育課長	花岡 純	社会教育部副参事	賀藤 久道
教育総務課長	古市 靖之	文化・公民館振興課長兼公民館長	安田 美有希
教育総務課長代理	木邨 勇貴	図書館長兼主任兼	
兼主 任		田原図書館主任	田中 学
教育支援センター長兼	金子 摂	文化財課長	西岡 充
学校教育課指導担当課長		文化財課長代理兼主任	實盛 良彦
学校給食センター所長	谷口 直人		

4 議事録作成者 教育総務課 古市 靖之

5 付議案件

議案 第3号	まなびのプランの改訂について（令和7年2月定例会からの継続）
議案 第10号	四條畷市いじめ防止基本方針の改訂について
議案 第11号	四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（第2期）中間見直しの策定について
報告 第2号	令和6年度一般会計補正予算（第11号）に対する意見の申し出について
報告 第3号	令和7年度教育委員会事務局職員人事について

山本教育長職務代理者	おはようございます。現在教育長が不在となっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき私が会議を主宰することといたします。 只今から3月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。
古市教育総務課長	出席状況については、教育長職務代理者及び教育委員全員に出席いただいていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。
山本教育長職務代理者	それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は、尾崎委員にお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第3号 まなびのプランの改訂についてを議題といたします。本件については、2月定例会からの継続審議の案件となります。事務局から本件の内容説明を願います。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	議案第3号 まなびのプランの改訂について、ご説明申し上げます。教育長に対する事務委任規則第1条第1号の規定により、まなびのプランを改訂することについて議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、まなびのプランは策定から3年が経過し、令和7年度から第2期の計画期間となることに伴い、第6章に「第1期の振り返りと第2期の具体的取組について」を追加するとともに、指標の全体的な見直しを行うにあたり、まなびのプランを改訂したく、2月に本案を提案いたしました。継続審議となったため、計画内容の再検討及び修正を行い、本案を再提案いたしました。 別紙「まなびのプラン（学力向上計画）」をご確認ください。本計画は、令和4年1月に策定し、計画期間を令和4年度から令和12年度までの9年間とし、3年ごとに見直しを図る「学力向上計画」でございます。今年度は、令和4年度から令和6年度までの第1期の最後の年であることから、令和7年度からの第2期の取組みを明確にすべく計画を見直し改訂いたします。2月の定例会の後に再度の検討を行いました箇所についてご説明いたします。 1点め13ページ下段をご確認ください。目標指標を第2期の取組に合わせ修正しました。2点め17ページ最下段第6章のうち、「知識・技能の習得」について、④小括を「知識・技能を活用する学習場面は増加している一方、低位層が増加した。」と修正しました。3点め19ページ上段「思考力・判断力・表現力等の育成」について、③課題に「令和3年度と比較して」を追記、「記述式設問」を「記述式問題」へと修正しました。また、④小括においては「児童生徒の記述式説明力を向上すべく、各校の実態に応じた取組を推進する必要がある」ことを明記しました。4点め同19ページ中下段「学びに

(金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)	向かう力・人間性等の涵養」について、②成果について、「令和３年度と比較すると」を追記しました。③課題について、「中学校において『課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んだ』と回答した生徒の割合が令和３年度と比較すると減少した。また、『自分で計画を立てて勉強する』、『分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができた』と回答した生徒の割合も減少した。」を追記しました。④小括では「各中学校では、生徒が主体的に取り組む学習場面の充実」と「児童生徒の学習意欲を高めるには、各家庭でのかかわりも重要であることから、保護者への啓発の充実も必要である。」を追記しました。５点め２１ページ中段「学校づくり」について、④PDCAサイクルの見直し、カリキュラムマネジメントの推進について文言修正しました。６点め２２ページ中段、２第１期の総括において、「特に中学校で大きな改善が見られた背景には、各中学校で取組の焦点化がなされたことが要因として考えられ、各中学校区で『めざす子ども像』が共有され、学力向上に関する取組の小中連携が活発に行われるようになった。」ことを追記しました。７点め２５ページ下段「なわて家庭教育のすすめ」の説明文言を修正しました。８点め２６ページ下段第２期３年間の重点目標指標について、今後の全国学力・学習状況調査の実施方法がＣＢＴ調査に変更となることから通過率の目標を見直しました。最後に、巻末資料１概要版と巻末資料２「まなびのプラン指標」についても合わせて修正しました。なお、全体的な字句修正を行っております。
山本教育長職務代理人	それでは本件について何か質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	前回の議論を踏まえての加筆をしていただき、書き換えや書き直し等もしていただいて非常に論理が立ってわかりやすくなり、より伝わりやすいものになっていると思いました。全体としてそういう評価を持っております。ただ表記上として例えば「取組み」についての表記、「記述式設問」についての表記、あるいは助詞が余分に付いているといった部分がございますので、これについては精査を引き続きお願いしたいと思います。なお、前回問題になりましたデータ上、令和３年からと令和４年からという２つのそのデータの開始時期についての混在がありましたが、これについては本文上でデータとの関連づけを１つずつ、例えば、「令和３年度と比較して」と加えていただいたので、非常にわかりやすくなったと思っております。表記上最も大きな問題は目次のところでございますので、第６章の内容もここについては修正が必要かと思っております。また、参考資料が後ろに付くようでございますが、その前に現在提案いただいております巻末資料１、２が入るかと思っておりますので、こういったところも精査をお願いしたいと思います。 質問がございます。それは先ほど２６ページの第２期３年間の重点目標の

(尾崎委員)	指標についてです。C B Tになったことから、全国学力・学習状況調査の通過率を削除し、標準学力検査5段階評定に変えたということでした。前回の全国70%それに対して四條畷市が70%という通過率から見れば良くなっているかと思うのですが、低位層の割合を見るということになっておりまして、23ページにあります児童生徒の状況の課題の3つの学力低位層の増加にあたりますので、一定理解はしますが、これは同時に家庭の学習時間と低位層が一定の相関性があるという、強い相関性ということではないかと私は思いますが、相関性があるということで、関連する資料にもお書きいただいてこの2つを含めてここに加わったかと理解はするのですが、もう1つですね、児童生徒の状況の中で、3番めとして記述式問題の正答率の低下というのが課題として挙げられております。加えまして、19ページにあります思考力・判断力・表現力等の育成についての4小括のところの2行めに、「一方、記述式問題の正答率の減少は大きな課題である。第2期では、児童生徒の記述説明力を向上すべく、各校の実態に応じた取組を推進する必要がある。」と文言上も強調していただいておりますので、一応記述式問題の正答率は、まなびのプランの一般的な指標の中に加えていただいて、そこには従来から5番め6番めで取り上げていただいているのですが、これは重点目標にする必要はなかったのか、よりこの低位層の向上を図ることを重点にしたということについてのご説明をいただけたらと思います。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	第2期3年間の重点目標指標の見直しを図った大きな理由といたしまして、先ほど委員からご説明いただきましたとおり、低位層の減少を大きな目標として3年間取り組んでまいりたいと思っております。そんな中におきまして、全国学力・学習状況調査結果を指標にすることのメリットもあると思うのですが、小学校6年生、中学校3年生の結果のみではなく、小学校3年生4年生段階から早期において低位層の実態把握に努めながら、成果を目指していきたいという思いからこの度、標準学力検査5段階評定1、2の割合と大きな転換を図り提案させていただいた次第でございます。なお、委員からありました記述式設問については大きな課題であると捉えていることから、まなびのプランの重点目標ではない一般の指標の思考力・判断力・表現力等の中において記述式設問、こちらは全国学力・学習状況調査で正確に読みとっていき、また変容をつかんでまいりたいと思っております。
尾崎委員	よく分かりました。一般的な指標でありますので、このところで全国の正答率との比較で一定指標を設けておられますが、これにつきましては、全国も記述式の問題については非常に低い場合がございます。そういった場合には、単に全国との比較だけではなく、正答率そのものにもご留意いただいて、各学校へのご指導やご啓発をいただけたらありがたく思いますので、よろしくお願いいたします。

佃委員	これまでの議論を踏まえ細部にわたり修正いただきありがとうございました。まだ若干、例えば19ページの記述説明力という言葉や確かなという漢字表記にあたっては、気になるところでございますが、それは修正していただくとして、まなびのプラン第2期という新しい27ページのすてきな図まで作ってくださっています。いよいよ令和7年度からは、この図をどのように命を吹き込んでいくかという本当に具現化していくことが大事になっていきます。また来年度のことですので、まだこれからの構想かもしれませんが、四條畷市の全教職員の皆さんと、これを子どもたちの学力向上のための生きたものにするためのグッドスタートとして、これからどうしていくのかという予定を少し聞かせていただけないでしょうか。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	まなびのプラン第2期については、教職員一人ひとり、さらに後ろにおります子どもたちに届くプランとなるよう努めてまいりたいと思っております。具体的には、令和7年度8月末に本市教育フォーラムを計画しております。学識の先生を招聘し、本市のまなびのプランに関わるご助言ご講演いただき、全教職員にはオンラインで視聴いただく工夫をして、まなびのプランの周知に努めてまいりたいと思っております。なお、8月スタートというわけではなく、4月になりましたら校長先生、教頭先生方にまずはまなびのプランについて確定したこと、改めてこの内容について研修を実施したいと思っております。その後におきましては、5月になりましたら、各学校への学力向上に関わるヒアリング、学校訪問事業計見学等を1学期中に全校実施したいと思っております。学校訪問を実施した際の指導助言の内容といたしまして、このまなびのプラン第2期の計画をもとに適切な指導助言に努めてまいりたいと思っております。
佃委員	4月からは新しい教育長のもと本当に校長先生方のリーダーシップ、そしてカリキュラムマネジメントをしっかりと頑張っていただいて、このプランが推進することを切に祈っております。
山本教育長職務代理者	私から1点ございます。2月の定例会での議論をうまく取り入れていただいて、特に20ページのところの課題には、中学校の課題等も取り入れていただいて、とても良くなったと思っています。20ページの文章表現で気になったのは、令和3年と比較するという文言が入っていますが、下にある児童の割合の増加ということも令和3年との比較になりますので、1行めのところに令和3年と比較と入れていただいた方が、文章としてはよくわかると思います。それからグラフに関しての感想ですが、少し気になりましたのが横軸の幅になります。特に18ページのところの記述式正答率というところが、国語と算数数学の部分で軸の幅が異なっていますので、グラフとして異なった印象を受けます。意図があるのだろうとは思いますが、同じページの

(山本教育長職務代理者)	同じジャンルにあたる部分については、グラフの目盛りを統一される方が、より変化がよくわかるのではないかなという感想を持っています。
山本教育長職務代理者	それでは、ここでお諮りをします。議案第3号、まなびのプランの改訂について最初ありましたように目次の第6章あるいは確かな学力等の字句修正等数点修正があるかと思いますが、その字句修正をしたうえで、まなびのプランの改訂について原案のとおり可決するという事で異議ございませんか。
山本教育長職務代理者	(「異議なし」 の声) 異議がないようですので議案3号については字句修正の上、原案通り可決することに決しました。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	それでは、次に移ります。議案第10号 四條畷市いじめ防止基本方針の改訂についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	議案第10号 四條畷市いじめ防止基本方針の改訂について、ご説明申し上げます。教育長に対する事務委任規則第1条第1号の規定により、四條畷市いじめ防止基本方針を改訂することについて議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省)」が令和6年8月に改訂されたことに伴い、本市におけるいじめ重大事態への対応を見直す必要があることから、四條畷市いじめ防止基本方針を改訂したく、本案を提案いたしました。 別紙『「四條畷市いじめ防止基本方針」改訂の概要』をご確認ください。改訂の背景として「重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化し、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応の確実な実施を図る。」ことを追記しました。3ページ基本的な考え方について、法に基づく保護者、子どもの努めについて追記しました。4ページ学校における平時からの備えについて、職員会議や研修等においては法や基本方針、ガイドラインを取り扱うこと、校内いじめ対策委員会の定例会議の開催、会議録の保存について追記しました。合わせて「記録の仕方、統一のフォーマット等を整えること」が望ましいことを記載いたしました。5ページ教育委員会の平時からの備えとして、定期的な状況把握を行い、職能団体との連携、スクールロイヤーの活用に努め、学校支援チームの充実を図ることを記載いたしました。9ページいじめの防止等のための学校において実施する施策について、学校いじめ防止基本方針の周知について文言修正を、校内いじめ対策委員会の主な取組には、④定期アンケートの実施、⑤調査、⑥子どもへの支援、指導方針の検討を追記いたしました。11ページ重大事態調査について、個別事象に応じて柔軟に対応することを明記しました。13ページ

(金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長)	ージ児童生徒の状況を踏まえつつ柔軟に対応すること、組織的に判断することを記載しました。14ページ公平性・中立性を確保する観点から専門家を加えることができることを記載しました。16ページ対象児童生徒・保護者への適切な情報提供・結果の説明について、ガイドラインに基づき追記いたしました。17ページ教育委員会において、就学校の指定校変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することを明記しました。また、重大事態を題材として事例検討を実施することで、同様の事態の未然防止の取組を行うことを明記しました。最後に、重大事態が生起した際の対応フローをより詳細になるよう見直し、段階ごとの対応を整理いたしました。
山本教育長職務代理者	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	改訂の背景にもございましたが、重大事態の発生件数が全国的にも非常に増加し、四條畷市でもそういうことが生起しておりますが、重大事態に対する調査方法におけるガイドラインが新たに改訂されたということで、それを踏まえ、今回改訂をされるという趣旨はよく理解をいたします。そういったことについてもしっかりとやっていくことがいじめ防止という趣旨に沿うものであると理解しますが、バランスという点では課題があるかと思います。文言上いくつか指摘をいたします。まず、13ページで教育委員会又は学校による調査で、ガイドラインということについて一文めについては「いじめの重大事態については、法、市の基本方針及び国の基本方針、ガイドラインにより適切に対応する」とありますが、「調査の実施にあたっては、令和6年8月に改訂されたガイドライン、ガイドラインチェックリストをよく理解し実施する」となっています。これは改訂されたので、新たに出てきたということで理解という言葉が入っていると思いますが、もうすでにそういったガイドラインについては、周知のことであるという前提に立てば、よく理解することとでなく、むしろこれは、踏まえる、確認する、というように十分にそういったことができるようにするという趣旨にすべきでないかと思います。次に、14ページで教育委員会は調査主体を教育委員会にするのか学校にするのかについての判断をし、準備に取り掛かるということで、報告の流れの中で一定のプロセスの1つとして取り上げられております。(5)調査の組織でも、同じことが「法律上、重大事態調査は学校の設置者又は学校が行うものとされており」とあり、文言が違います。これについては、おそらく法律上の位置づけから文言上の違いが生まれているものだと思いますので致し方ないのかと思いますが、工夫の余地があれば分かりやすい表現になればと思います。次に、16ページの真ん中に、「必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき」とありますが、第70条は文脈の中で適切なのかどうかということに少し疑問を感じますので精査をいただきたいと思います。文末は、

(尾崎委員)	「必要な措置を講ずるよう求める」とありますが、求めるという相手は誰に対してなのかが不明ですので、むしろこういう文言の文脈の流れから考えますと、必要な措置を講ずるようにする、というような文言になるのではないかと思いますので、この点についてご説明いただければと思います。最後に、方針の中にいじめを受けた側といじめをした側というふうに分けて整理をしますと、例えばいじめを受けた側は6つの種類で書かれております。例えば当該児童、被害者、被害児童生徒、対象児童生徒、いじめを受けた児童生徒、いじめを受けたと思われる児童等、などというようになっていますが、これに対応するように加害者側について、加害者、加害生徒、いじめを行った等々、対応するように文言が非常に工夫されて書いてあると思います。これについては、おそらくいじめそのものについての概念であるとか、危険性等については、やや強い言葉で被害、加害という言葉をお使いになった、そして調査については調査対象であるので対象児童生徒というふうに、こういう使い分けをされているのかと思います。これは、私の解釈しているとおりであれば、非常に配慮をした文言を使っていたいただいているなと思います。以上、4点、説明をいただければと思います。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	まず、13ページめでガイドラインのチェックリストにより適切に対応する、調査の実施にあたっては、ガイドラインチェックリストをよく理解し実施する、ということに関しては、尾崎委員ご指摘のとおりと認識しております。また、文言等工夫して修正していきたいと考えております。14ページめ調査の組織について、学校の設置者が判断する場合、また調査の流れについて、同様の内容で記載しております。あくまでも、流れと調査の組織ということでより分かりやすくという観点から2度記載しているものですが、学校の設置者が判断する場合というのが、国の資料からその言葉を引っ張っていることで、また広く市民の方が読まれた際に、より分かりにくい点もあると認識しましたので、また検討させていただきたいと思っています。16ページめ「個人情報保護法第70条に基づき」に関しまして、個人情報保護法の第70条の特に注釈がないところ、またそれが適切かどうかも含め検討させていただきたいと思っています。最後にいじめを受けた児童生徒等の言葉の使い分けについては、委員お示しのとおり、場面ごとに配慮した文言というように考えております。
佃委員	ガイドラインの改訂を踏まえ、基本方針の改訂作業をしていただきありがとうございます。まず、3ページですが、いじめの防止等に関する基本的な考え方の下に○が並んでいますが、これを見ますと2つめの主語は学校、3つめは保護者、4つめは子ども、最後は地域となっています。これは、子どもが一番ではないのかなとすごく思いました。合わせて、全体的なこの案を見せていただくと、例えば4ページ学校における平時からの備え、そして教

(佃委員)	育委員会における平時からの備え、と何か危機管理的マニュアル的なものになってしまっているような気がしています。国のガイドラインの改訂もそういったあたりもしっかりしましょうというところもあると思うのですが、私が思う一番大事なのは、5ページのいじめの未然防止にありますように、基本方針の最初に、やはり、いじめはどの子どもにも起こりうることであり、同時に、学校の教育活動全体をとおして、すべての児童生徒がいじめは絶対許されないということに対ししっかり理解するとともに、子どもたち自身でもいじめを止めることはできるでしょうか、いじめはお互いに認めないようによって行動できるように、主体的な態度を育成するのも学校教育ではないかという観点を考えますと、そういう子どもたちの力についても、最初にしっかり謳いあげてほしかったと気がします。もちろん、重大事態にいたるようなことがあるのは分かるのですが、それ以前に子どもたちの力も育てていきたいと思いますということも含め両輪で基本方針に掲げていただければと思います。
佐々木委員	いじめ防止基本方針を見させていただいて、保護者という立場での私の役割から見えていくと、先にご指摘された中で、資料自体いじめに関わらず、先のまなびのプランも同様かと思いますが、どの部分に伝えたくてどういった意図で作成手側は作っているのかというのが、全般ボリュームがとても大きいですが、情報が多すぎてつかみにくい、保護者までこの部分がどこまで届けるのか、これは教員まで届けるものなのか、そのあたりが難しいと感じます。また、いろんな議案を見ていく中で私も分かっていくことかなと思いますが、意見として述べさせていただきます。
山本教育長職務代理人	国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが改訂されましたので、それについて本市も重大事態にいろんなことを抱えているともありますので、特にそういうところも配慮されて大変な作業をしていただいたと思っています。今までの基本方針と少し比較をさせていただいて、これからの本市のいじめ防止を考えていく上での大事な視点が何点かありますので、それについて意見をいたしたく思います。まず、教育委員会が、いじめ防止について何をしなければならないのかということを考えますと、一番はじめにある目次のところを見ますと、いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策と書かれています。市及び教育委員会が実施する施策は何なのか、一番はじめがいじめの防止等のための組織の設置となっております。これが、一番はじめにすることなのかというのが少し疑問に思っています。一番はじめにすることは、いじめ防止の基本方針をしっかりと策定することではないのかなと思いますが、目次のはじめのところに、そのことが書かれています。具体的には策定する趣旨なり、どういう方針で、その方針の中身は子どもが主体ということだと思いますが、そういった趣旨が書かれていないの

(山本教育長職務 代理者)	が、少し残念に思います。次に、先ほど佃委員からもありましたが、4ページに目次でいうといじめの定義の次ですので、基本的な考え方ということになります。その基本的な考え方一番めが学校における平時からの備えであり、二番めが教育委員会における平時からの備えとなっておりますので、これはいじめの対処マニュアルではないかと思います。いじめが起きた時には対応していくというマニュアルが、いじめの防止等に関する基本的な考え方一番初めなのかと疑問に感じます。国のガイドラインで平時からの備えがたしかに記載されていますが、それは重大事態の発生を防ぐための未然防止及び平時からの備えを記載しなさいという指示なのです。未然防止をするために平時から備えておかなければならないということですので、平時からの対処方法を一番はじめの重大事態として備えろという意味ではないだろうと思っております。次に、これを策定するにあたり、そうなんだと納得したところがありました。それは、10ページのいじめの未然防止の取組みで、この考え方が生徒指導提要が大きく変わりましたので、その中に子ども主体、子どもの視点に沿った対策で発達支持的生徒指導の考え方が述べられていました。そのところが今回削除されており、いじめの防止をする時には、従来の生徒指導という対応ではなくて、ここに書かれている発達支持的生徒指導は必要なのだというのが今の国の動きなので、ぜひ復活させていただきたいと考えています。
阪本学校教育部長	また、気になったところが、4ページの学校における平時からの備えの4つめの○に学校は、いじめへの対応で判断に迷う場合、と書いてありますが、また、法第23条第2項に基づいた調査結果納得していない場合等は、と書いてありますが、法の解釈が違うのではないかと思います。これは、調査ではなくて法第23条第2項というのは、いじめの事実確認の話ではないかと思いますので、そのあたりも法との整合性もとる必要があると思います。
山本教育長職務代理者	事務局に質問ですが、この基本方針は、継続審議は可能でしょうか。
佐々木委員	ただいま各委員よりいただきました意見は、根幹に係るところもいただいておりますので、このあと市長部局の方で決裁をとる予定ですが、一旦継続審議とさせていただいたうえで、再度調整のうえ、議論いただければと考えております。 承知しました。 今一連の話を聞いていて、ふと思い一意見として聞いていただければと思いますが、私の認識不足でありましたらすみませんが、四條畷市いじめ防止基本方針、これは教育について子どもに対してのことが書かれておりますが、大人側のものというのがこの最初のはじめに、が基本の考え方のところにあ

(佐々木委員)	っても、子どもに限ることではないのではないかと、特に教育現場ですので、ではそこに立っている大人はどうか、それぞれの認識はどうか、そこが教育者が立つ場では必要なのではないかなと私の位置からは思いましたので、関係ないことであれば申し訳ないですが、意見としてお伝えいたします。
山本教育長職務代理者	ここでお諮りいたします。議案第10号 四條畷市いじめ防止基本方針の改訂について、継続審議ということで異議ございませんか。 (「異議なし」 の声)
山本教育長職務代理者	異議がないようですので、議案第10号については、継続審議ということに決しました。 それでは、次に移ります。議案第11号 四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（第2期）中間見直しの策定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	議案第11号 四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（第2期）中間見直しの策定について、教育長に対する事務委任規則第1条第1号の規定により、四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（第2期）中間見直しを策定するため、議決を求めるものでございます。 提案理由としましては、令和2年3月に10年計画で策定した四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（第2期）が5年を経過し、今年度、中間時点を迎え、新型コロナウイルス感染症の流行を起因とする社会や人の意識の変化、国による支援体制の方針の変化などを踏まえ、課題や施策展開の見直しを行うにあたり、四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（第2期）中間見直しを策定したく、本案を提案いたしました。なお、12月の教育委員会定例会において報告しておりました原案に対し、市民意見公募手続き（パブリックコメント）を1月15日から2月14日に実施しましたが、ご意見は0件でした。このため、原案策定時に定例会においていただきました意見を踏まえ、一部修正を加えましたので説明させていただきます。 新旧対照表をご覧ください。主な改正点を取りまとめております。はじめに、第2章 本市の子供・若者を取り巻く現状と課題の7ページ、2本市におけるひきこもりの推計人数の文章の下から6行めをご覧ください。「さらに、令和7年度から」とあるところを「加えて、令和7年度に」に修正しております。次に、9ページ（2）関係機関、団体が連携した社会的な支援からの2行めの途中「早期からの対策や学校、教育支援センターと相談機関との連携が必要」とあるところを、学校関係以外にも相談機関があることが分かるようにとご意見いただいておりますので、具体的に名称を追記し、「学校、

(神本社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長)	教育支援センターと子育て総合支援センターや児童発達支援センターなどの」としました。同じく9ページ(3) 予防的な視点での取組や支援からの3行め「学習などのつまずきにより、不登校、ひきこもりが発生しないよう」としていたところを表現に関するご意見をいただいておりますので、「学習のつまずきにより、不登校、ひきこもりの状態に至らないよう」と修正しております。同じく9ページ(3) 予防的な視点での取組や支援からの上から5項めを追記しました。内容は記載のとおりでございます。こちらも施設名称を具体的に記載することで、相談先を明確にしております。続きまして、22ページ、③未来を担い、未来を生き抜く力の育成の項目 具体的施策の上から1、2行めです。文章を整理しております。学習指導要領で示された生きる力としての「主体的に、『思考力・判断力・表現力』『知識、技能に加えて、予測不可能な未来を担い』、と修正しております。最後に、7ページの下から8行めでご紹介している「なわて健康相談24」について、2の各種相談事業一覧(1) 市内の相談機関としての記載がございましたので、30ページの2項めに、相談機関として追記しております。以上が原案からの修正点となります。
山本教育長職務代理者	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
尾崎委員	文言等をととても適切に整理していただきました。ご苦労様でした。
山本教育長職務代理者	12月にも、議論をいたしました経緯がありますので、ここでお諮りいたします。議案第11号 四條畷市子ども・若者育成支援行動計画(第2期) 中間見直しの策定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 (「異議なし」 の声)
山本教育長職務代理者	異議がないようですので、議案第11号については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、次に移ります。報告第2号 令和6年度一般会計補正予算(第11号) に対する意見の申し出についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
阪本学校教育部長	報告第2号 令和6年度一般会計補正予算(第11号) に対する意見の申し出について、令和6年度一般会計補正予算(第11号) を市議会2月定例議会へ提出するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見を申し出ることにについて、教育長に対する事

(阪本学校教育部長)

務委任規則第2条第2項の規定に基づき、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。

教育関連の補正予算の詳細については、配布している資料令和6年度四條畷市一般会計補正予算 予算に関する説明書に基づいてご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。第3表繰越明許費補正について、下から2行めの四條畷小学校用地境界確定等事業及び小学校校門オートロック化事業については、今年度内に事業が完了しない見込みであるため、予算の全額を翌年に繰り越すものでございます。事業の詳細な内容は後程歳出の事項別明細書の中で説明いたします。

次に、資料の7ページの第5表地方債の補正をご覧ください。1変更、の教育債は、繰越明許費にある小学校校門オートロック化事業に係る財源として学校教育施設整備事業債を増額するため、限度額を2億2,090万円に変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出について、説明いたします。資料の36ページから37ページをご覧ください。款「教育費」、項「小学校費」、目「学校管理費」の小学校管理事務の次ページにまたがる境界確定等業務委託料は、四條畷小学校において当該業務を実施しておりますが、公図をもとに作業を進めておりましたところ、現況と公図に大きな相違があったことから、地図訂正に係る業務が追加で必要となったため、増額するものでございます。そのすぐ下の校門オートロック整備工事は、現在、小学校校門における受付業務を学校安全協議会によって運営していただき、児童の安全確保と安全管理を行っているところですが、高齢化などの理由により学校受付員の確保が難しくなってきたことから、今後は、受付員による管理からオートロック付き校門による安全管理に変更していきたいと考えております。本予算は、小学校全校における校門をオートロックにする工事費で、令和7年度当初予算での計上を予定しておりましたが、国の令和6年度予算を活用できる運びとなったため、本補正予算に計上するもので、その全額を7年度に繰り越すものでございます。なお、本支出に伴う財源の一部として、国費が交付されることとなっております。

その他資料の36ページから39ページの款「教育費」の人件費については、既決予算額から決算見込額を差し引いた予算残額見込を不用額として減額するものでございます。また、人件費以外のその他の事務におきましても、既決予算額から決算見込額を差し引いた予算残額見込を減額するものにつきましても、不用額の整理をさせていただくものでございます。

内容の説明は以上ですが、先日開催されました議会の予算委員会では、学校安全協議会が20年にわたり有償ボランティアとして活躍してくださったことに敬意を示してほしい、例示としては先行して活動を終了した校区の小学校で安全員を招待し、児童から感謝状を贈呈された取組の紹介がありまし

(阪本学校教育部長)	た。この取組については、他校にも紹介していきたいと考えております。そのほか、オートロック設置後もさらなる安全について、議員から意見、要望が出ており、特に登下校時には運用の中での対応は可能かどうかなど、新学期に学校長との意見交換を丁寧に進めながら事務を進めていく所存です。なお、本補正予算は令和7年2月25日に開催された市議会2月定例議会で提出され、3月12日の常任委員会を経て、同月24日に原案のとおり可決されていることを併せて報告いたします。
山本教育長職務代理者	それでは、次に移ります。報告第3号 令和7年度教育委員会事務局職員人事についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
古市教育総務課長	報告第3号 令和7年度教育委員会事務局の課長級以上の職員人事について、教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、教育長をして臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。人事異動の詳細については、配布資料のとおりでございます。
山本教育長職務代理者	それでは、その他の案件に移ります。
花岡学校教育部長兼学校教育課長	市立小中学校における3月の本日現在の学級閉鎖の状況について報告いたします。小学校で1学級の学級閉鎖がありました。主な理由として、発熱、インフルエンザ等の多数の症状であったためと報告を受けております。なお、学級閉鎖等の状況報告は、3月までとさせていただきたいと思っております。
山本教育長職務代理者	それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月30日

四條畷市教育委員会教育長職務代理者 山本 博資

四條畷市教育委員会委員 尾崎 靖二